

お済みになりましたか 軽自動車などの廃車や 名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は平成25年度の軽自動車税は課税されません。

軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄された方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車についての各種手続きは、販売店または下記窓口へお願いします。

- ▼原動機付自転車（125cc以下）
小型特殊自動車
周防大島町役場 各総合支所・出張所
- ▼軽自動車2輪（125超～250cc以下）
山口県軽自動車協会
☎083（922）8877
- ▼2輪の小型自動車（250cc超）
山口運輸支局☎050（5540）2073
- ▼4輪軽自動車
山口県軽自動車検査協会
☎083（924）0542
- ◆問い合わせ
税務課 ☎0820（74）1008

家畜飼養者の皆さまへ

◎全ての反芻獣・豚・馬・家きんは1頭、1羽からの報告が義務化されています

近年の宮崎県における口蹄疫や全国各地での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病予防法が改正され、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、平成23年より家畜や家禽の所有者は、毎年1回、飼養している家畜や家きんの頭羽数及び飼養衛生管理の状況について報告が必要となりました。

つきましては、次のとおり、報告をよろしくお願いします。

- 《対象家畜》牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし（1頭以上）
- 《対象家禽》鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも（1羽以上）

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。

小規模飼養者とは、

- 牛・水牛・馬 — 1頭
- 鹿・羊・山羊・豚・いのしし — 5頭以下
- 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも — 99羽以下
- だちょう — 9羽以下

◆報告期限 3月11日(月)

◆提出場所 農林課または各総合支所、出張所

※報告様式につきましては、周防大島町役場 農林課までお問い合わせください。または農林水産省の家畜伝染病予防法の改正HPからもダウンロード可能です。

◆問い合わせ 農林課 農林振興班 ☎0820（79）1002
東部家畜保健衛生所 ☎0820（22）2416

3月7日から津波警報が変わります

気象庁では、東北地方太平洋沖地震による津波被害の甚大さに鑑み、津波警報等の改善に向けた検討を行い、3月7日正午より新しい発表基準や情報文による津波警報等の運用を開始します。

▼津波警報・注意報等の主な変更内容

・マグニチュード8を超える巨大地震の場合は、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報を発表します。このとき、予想される津波の高さを、「巨大」、「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝えます。「巨大」という言葉を見たり聞いたりしたら、東日本大震災クラスの津波が来ると思っ、ただちにより高い場所に避難しましょう！

・大津波警報や津波警報が発表されている時には、観測された津波の高さを見て、これが最大だと誤解しないように、津波の高さを数値で表さずに「観測中」と発表する場合があります。「観測中」と発表されたら、これから高い津波が来ると考えて警戒を続けましょう！

	予想される津波の高さ		
	高さの区分	数値での発表	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

津波から命を守るためには、

- 強い揺れ、弱くてもゆっくりとした長い揺れを感じたら
- 揺れがなくても、津波警報を見聞きしたら

すぐに
避難！

※津波警報等の変更内容等について、詳しくは気象庁ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 下関地方気象台 防災業務課
☎083（234）4007